

(様式第1号)

平成27年度 第2回 芦屋市男女共同参画推進審議会 会議録

日 時	平成27年11月12日(木) 16:00～17:15
場 所	芦屋市男女共同参画センター セミナー室
出 席 者	出 席 会 長 柳屋 孝安 副会長 中里 英樹 委 員 武本 夕香子, 宮本 由紀子, 住友 英子, 岩尾 實, 中山 克彦, 村上 由起 欠 席 委 員 高田 昌代, 浅野 理恵子(敬称略)
事 務 局	市民生活部 北川部長 男女共同参画推進課 福島課長, 小杉係長, 山下主席主任, 林課員
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	1人

1 会議次第

(1) 議題

- ・芦屋市男女共同参画推進条例啓発パンフレット(概要版)の表紙レタリング・イラストについて

(2) その他

2 提出資料

- ・芦屋市男女共同参画推進条例啓発パンフレット概要版(案)
- ・表紙候補作品の写し

(その他参考資料)

- ・女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)について
- ・ひょうごの男女共同参画(平成27年10月兵庫県作成)の抜粋
- ・芦屋市男女共同参画センター通信ウィザス秋号
- ・川柳コンクールのチラシ
- ・母と子のリフレッシュ体操のチラシ
- ・女性に対する暴力をなくす運動キャンペーンのチラシ
- ・芦屋市男女共同参画推進課主催の講座事業等の予定一覧(平成27年度)

3 審議経過

＝開会＝

事務局/福島: みなさま, こんにちは。日頃は, 芦屋市の男女共同参画の推進にご尽力いただきまして, 本当にありがとうございます。感謝しております。男女共同参画社会の実現に向けて, 皆さまのお力をお借りしながら, 積極的に進めてまいりたいと思いま

す。申し遅れましたが、私は、男女共同参画推進課長の福島でございます。よろしくお願いいたします。

事務局／小杉：みなさまこんにちは。男女共同参画推進課小杉です。どうぞよろしくお願い申し上げます。ただ今から平成27年度第2回芦屋市男女共同参画推進審議会を開催いたします。この会議は、芦屋市情報公開条例第19条により原則公開となっております。個人情報等の非公開事項を取り扱う場合は、非公開についてお諮りいたします。本審議会は、市の附属機関であるため、会議録の趣旨を公開しております。会議録作成のため、録音させていただきますので、ご了解ください。会議録の公表につきましては、ご発言者のお名前も公表いたします。よろしくお願い申し上げます。この審議会のほかに、庁内組織として男女共同参画施策を総合的に推進するため男女共同参画推進本部が設置されております。市長を本部長とし、施策の推進を図っていくものです。以上、審議会等についてご説明させていただきました。本日、現在のところ傍聴のご希望はございませんが、途中でもし来られた場合は、お入りいただくことでよろしくでしょうか。委員の皆様のご紹介は、委員名簿を持って代えさせていただきます。高田委員と浅野委員からは、欠席のご連絡をいただいております。事務局のメンバーは座席表のとおりです。それでは、会議開催にあたりまして、柳屋会長ごあいさつをお願いいたします。

柳屋会長：皆様、本日はお忙し中お集まりいただきましてありがとうございます。本日は、選考ということで、私は自信ありませんが皆様にご協力いただいでよろしくお願い申し上げます。2点ばかり少しお話させていただきます。1つ目は、マスコミ等でご存知かと思いますが、非正規雇用が40%を超えたということで、昨年度の非正規雇用の全雇用労働者に占める割合が4割を超えたということです。それは定年退職後の高齢者雇用が増えたというのが理由の1つで、それまでも4割近くまで非正規の割合は増えていたのですけれども、4割を超えたのはそのあたりだと思います。こういう状況で非正規雇用、例えば契約社員とか派遣社員、パート労働者、嘱託という方を非正規雇用と言っておりますが、実は正社員になりたい方がかなりその中に含まれているということです。例えば契約社員ですと、5割ぐらいの方が正社員になりたいと、派遣社員は4割ぐらいの方が正社員になれるのならなりたいという方がおられる。政府も中小企業の団体に正社員化を何とか考えて欲しいと要請をされたと聞いています。正社員になるにしてもフルで働く正社員ということではなくて、地域を限定したり、労働時間や勤務時間を限定したり、あるいは仕事を限定したりするような新しい形の正社員を新たに作るという工夫して欲しいとのようであります。それから、正社員になりたくない人もおられて、多様な就業形態を選ぶということも必要なことだと思います。ワーク・ライフ・バランスを実現したいということで、芦屋市の審議会もそのあたりを意識して、ウィザス・プランを策定しているので計画を進めていただくことが更に必要になるだろうと言えます。

もう1点は後ほど詳しく説明いただけることになっていきますけれども、女性活躍推進法が成立し、来年4月1日から施行されるということになっております。これは、職業生活において女性が活躍できる条件整備をしていこう、そのために民間企業、地

方公共団体を含め、そのための計画を作るといふようなことが要請されています。芦屋市も来年4月1日までにやっていかなければいけないということで、男女共同参画推進課も推進計画を整備していかなければならないとなっているようで、人事課と協力しながら、内容を進めていくということになっているようです。例えば、市職員に関してですが、男女の採用比率がどうなっているのか、労働時間はどれくらいの男女差があるのか、管理職への昇進が男女比率どうなっているのか、勤続年数が男女でどれだけ違うか、こういった4つの指標に関しては、数値目標を作りなさいと、これは人事課の担当であります。この男女共同参画推進課でもウィザス・プランで数値目標を作っていますので、そのあたりに新たに入れ込む必要が出てくると思います。審議会でも審議になると思いますのでよろしくお願ひします。今日の審議会は、選考会であり、男女共同参画を進めていく中で、中学校の生徒さんに参加していただいて、進めていくという非常に先進的な取組だと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

事務局／小杉：ありがとうございます。ではここからは、柳屋会長に議事進行お願ひします。

柳屋会長：はい、それでは先ほど申しましたように、芦屋市が啓発パンフレットを作ろうとしていて、その表紙のレタリングとイラストの2次選考について、事務局から説明をお願いします。

事務局／小杉：はい。はじめに、お配りした資料の確認をお願いします。

＝資料の確認＝

＝傍聴者入場＝

事務局／小杉：芦屋市男女共同参画推進条例啓発パンフレット概要版について説明させていただきます。現在の条例啓発パンフレットは、平成21年度に作成してから5年以上経過していますので、今年度見直しを行い新たに作成することにしています。今回このパンフレット表紙のレタリングとイラストは、中学生の皆さんに募集させていただきました。レタリングとイラストそれぞれ1点ずつ、レタリングのみ、イラストのみでもよく、テーマは芦屋市男女共同参画推進条例で、イラストはあなたが考える男女共同参画のイメージ、レタリングは芦屋市男女共同参画推進条例という文字をデザインしたものを募集し、市立中学校の皆さんには学校通じて条例全文と共に応募用紙を配布、私立の皆さんには、広報あしや7月15日号で作品を募集させていただきました。私立の中学生からの応募はなかったのですが、市立3中学校から598人、レタリング・イラスト合わせて1,158点の応募がありました。表紙に採用させていただくレタリング・イラスト各1点以外に、入選作品を合わせて3点選びます。これまでに1次選考として、学校教育課の美術担当と男女共同参画推進課長が、レタリング2点・イラスト31点の応募作品を選んでいきますので、本日審議会委員の皆様には、2次選考をお願いしたいと考えています。最初に応募作品等全体についてご意見をいただくなどしたあと、各委員の皆様によいと思ひ作品レタリング・イラストをそれぞれ

れ数点ずつ選んでいただきます。レタリングの応募作品には黒の数字で、イラスト候補作品には赤の数字で付番しています。また啓発パンフレットの中身は官学共同で神戸芸術工科大学にご協力いただき、3人の学生さんに芦屋市男女共同参画推進条例や男女共同参画をテーマにしたマンガや4コママンガを作成してもらいました。本日お配りしているのがほぼ完成のイメージです。啓発パンフレットの表紙レタリング・イラストと中身は、市長を本部長とする男女共同参画推進本部会議で最終決定します。今回、教育委員会・学校の協力により、中学生の皆さんから予想以上に多くの応募をいただき大変ありがたく思っています。すべての応募作品は今年度中に芦屋市男女共同参画センターか市役所に展示する予定にしていますので、中学生の皆さんと共に保護者の方にもご覧いただけたらと考えています。来年3月までに完成させた啓発パンフレットは、中学生の皆さんに配布するほか、男女共同参画センターの講座や事業参加者など広く市民に配布します。また広報あしややホームページにも掲載を予定しています。では表紙のイラストとレタリングについてよろしくをお願いします。

柳屋会長：今日は2次選考で、我々審議会委員の作業になります。各自選ぶことになるのですが、1作品ずつ何点とつけるのは大変なため、もしできる人はやっていただいてもいいのですが、それはなかなか大変なので、それぞれレタリング・イラストでいいと思う作品について○をつけていただく形にしてはどうかと思います。当初お知らせさせていただいたのと違いますが、こういうやり方にさせていただいてもいいでしょうか。(異議なし)それからどれが選ばれたかについては、事務局でお時間をいただいてさせていただきますので、後日、これが選ばれましたとお知らせするというところでよろしいでしょうか。(異議なし)これから選ぶ作業をさせていただきますが、ご意見とか感想でも結構ですので何かありましたら、どうぞ。

＝審議会委員の意見概要＝

- ・良い作品が多く、発想に感心する意見
- ・固定的性別役割分担意識にとらわれないイラストが多いとの意見
- ・男性の家事を表現したイラストへの意見
- ・男女、父・母・赤ん坊を表現したイラストへの意見
- ・男女ペアだけを表現したイラストへの意見
- ・子どもや妊婦さんを表現したイラストへの意見
- ・専業主婦などいろんな人がいるようなイラストが良いとの意見
- ・抽象的な絵や、いろんな人がいるようなイラストが良いとの意見
- ・男女共同参画をどこまで生徒に理解をさせてから書いてもらったのか。分かりにくいなかでこれだけ描いてくれたことへの意見
- ・女性は妊婦で子どもの世話をし、男性に料理を作ってもらうイラストへの意見
- ・男の子や女の子の、服やランドセルの色についての意見
- ・男女共同参画のイラストを書くに当たっての子どもへの指導に関する意見
- ・レタリングで、男・女の文字に使う色に関する意見
- ・生徒がどう思って、どういった意図で男女共同参画を表現したのかが知りたい意見

- ・男、女に対する固定的な見方でないことで選ぶことに関する意見
- ・子ども達が男女ペアを描く背景についての意見
- ・多様性やはっきりしない形で表現することの意見
- ・男女共同参画のイラストを書くに当たっての子どもへの説明に関する意見
- ・これだけ応募があることはすごいと思う意見
- ・レタリングとイラストとの組み合わせに関する意見
- ・ひとりでも頑張っているというイメージ、みんなと協力してできるようなイメージ、男の子も女の子も色々書いているイラストへの意見
- ・前回の概要版に対する意見
- ・妊婦、カップルを描くこと、文字の色に関する意見
- ・男女共同参画への理解が把握できるコメントを必要とする意見
- ・男、女の文字の大きさが気になる意見
- ・男、女の文字の大きさの子どもの意識に関する意見
- ・男、女の文字の大きさのデザインとしての意見
- ・男、女の文字の大きさの字の画数としての意見
- ・前回の概要版についての意見。選考する側の意識に関する意見
- ・文字の大きさは、あまり意識をしていないとする意見
- ・条例の概要版であるので気をつけて選ばなければならないとする意見
- ・「芦屋市」、「男女共同参画」等レタリングに関する意見
- ・髪の毛の色、服の色が色々あっておもしろいという意見

柳屋会長：今の皆様の感想に絡めて、選考基準というものがあると思うのですが、これは学校には事前にお示しになられているのですか。お示しになられていないとのことですか。どういう形でご依頼されたのですか。何か文章を配られてということですか。

事務局／福島：学校にはご連絡し、日程を調整し、係長が伺いました。

事務局／小杉：具体的には応募用紙の裏面に募集要領を載せているのですが、先ほど説明させていただいたとおり、イラストは「あなたが考える男女共同参画のイメージ」、レタリングは「男女共同参画推進条例という文字をデザインしたもの」を書いてくださいというものになっています。

柳屋会長：そうすると担当の先生は今日みたいな意見を踏まえた上での説明は生徒さんにはされていないのですか。その可能性があるということですか。

事務局／小杉：学校にご依頼させていただく前に、教育委員会の学校教育課に、今年度これを作るにあたって中学校にご協力いただきたいという説明をさせていただいた後、学校にお持ちする前に学校教育課から学校にこういう依頼がいくのでよろしくお願ひしますというお声かけはしていただいています。条例の全文を中に挟み、こういうイメージでというので、今までの条例概要版の中身をお渡ししています。

村上委員：その中身は前の概要版の中身ですか。

事務局／小杉：そうです。

中山委員：それが基準になるのですね。子どもの中では。

事務局／小杉：この概要版自体は作成してから、毎年新1年生に配っていますので、皆さんもっておられると思います。

村上委員：それをもとに先生が授業で説明したとかいうところはわからないのですね。

事務局／小杉：こちらとしましては、7月から9月初めまでで応募期間を設けていて、できたら夏休みの自由課題でというふうにお願いしていますので、精道中学校は授業の一環で皆さんに書いていただいたのかなと思います。

柳屋会長：宿題として出される前に先生から男女共同参画というものがこういうものですよという説明なりがあったかなかったかはよくわかりませんが、そういう説明や今日出たような意見を踏まえたような説明が、もしなければ、このような内容になっている可能性があるかもしれませんね。それから出ました意見を全員皆様共有するかどうか別にしまして、そういう意見に基づいて今回の2次選考が行われるということを経済選考の方に挙げていただきたいということです。そのほか何か選考上、目安としてこうあるべきとか、どう作るべきだとかありませんか。多様に配慮した取扱いかどうかとか。

事務局／福島：ではここで2次選考について整理させていただきます。お配りさせていただいたレタリングやイラストの中で、いいと思われる作品に○をつけてください。数にとらわれずにいいと思うもの数点に○を入れていただけますか。

柳屋会長：では選考に入っていただきたいと思いますのでよろしいでしょうか。

事務局／北川：選考は庁内の推進本部で決定したいと思います。すべて出た意見を網羅してその上で作品を見てどうするかとします。

柳屋会長：芦屋市の色とかあるのですか。

事務局／北川：緑です。

柳屋会長：レタリングでそれを意識しているのもありますね。

= 2次選考 =

事務局／福島：ご相談ですが、本日の審議会は16時から17時までの予定でご案内しております。皆様のご都合をお伺いしたいのですが、概要版表紙のレタリングとイラストを選考していただきました。中身は神戸芸術工科大学に前期の授業の中で、3名の学生さんと先生にご協力いただき、男女共同参画推進条例を読み込んだうえで、何度もこちらの事務局と話をしながら作ったものでございます。こちらのご感想などをお伺いできれば大変ありがたいのですが、会議の時間を延長できますでしょうか。

(異議なし)

宮本委員：これは全部載せるのですか。選ぶわけではないですよね。

事務局／北川：本体部分になりますので、共同でやっております、意識の統一はできているつもりですが、表紙についてこれだけご意見をいただきましたので、中身についてもこの場を借りてご意見いただきたいということでお願いしています。

宮本委員：このカエルさんはわかるのですが、隣のキャラクターは何ですか。

事務局／福島：この学生がオリジナルで作ったキャラクターです。

事務局／北川：常に「せやね」と肯定するキャラクターのようです。

中山委員：これはどこに配布するのですか。

事務局／小杉：中学生の皆さんと男女共同参画センターの講座や事業に来てくださった方など広く市民にお配りします。

村上委員：全体的に子どもさん、中学生や高校生が好きそうな感じの漫画なので、字が羅列しているよりずっといいと思います。4コマ漫画も基本的なことを全部網羅しているなどと思って、ただ一番端のDVのことで「一度相談した方がいいよ」や「一度相談に行ってみましょう」とありますが、これはどこにででしょうか。どこにというのを入れた方が、これを読んだ人が当てはまっていたら、すぐわかると思うので、入れてもらったらわかりやすいかなと思います。選挙もそうですが、若い人に啓発するのが一番難しいので、こういう形ならすぐ理解してもらえていいなと思います。

中里副会長：漫画はどういう配置になるのですか。

事務局／小杉：見開きは条例の漫画で、次が一番後ろでカエルの漫画、裏は4コマ漫画となります。Zの折り方になります。

柳屋会長：カエルの漫画は番号が付かないのですか。

事務局／小杉：あったほうがいいでしょうか。

柳屋会長：あったほうがいいでしょうね。カエルの漫画で「なるほど」とあるのですが、どれに「なるほど」なのですか。

村上委員：4コマ漫画を読んだらではないでしょうか。バックに4コマ漫画があるから、これを読んで「なるほど」とわたしは思ったのですが。

武本委員：カエルの漫画が一番バックになるということですね。

事務局／小杉：そうです。

武本委員：見開きに条例の漫画があり、次に4コマ漫画があり、最後にカエルの漫画という順番ですね。

事務局／小杉：そうです。

事務局／北川：「なるほど」のところを、4コマ漫画を読んで「なるほど」という言葉を入れたらつながるでしょうか。

中山委員：4コマ漫画のところに矢印か何かで次に進むとしたらどうでしょうか。表紙があって前段があって、ぱっと開いたときに男女共同参画センターが芦屋にありますよという一つの大きなもので、中身はこうですという書き方の問題ですが、そういう読み方をしたいのですよね。漫画が続くのであれば、裏面を見てくださいとなりますね。

武本委員：順番が違うので、非常に引っかかるのですが、順番が正常になって、「なるほど」のところに4コマ漫画が描いてあるので、これに4コマ漫画がわかるように書いてもらえば、カエルが4コマ漫画を読んで「なるほどね」というふうにすればわかるんじゃないでしょうか。4コマ漫画の縮小版をいれたらいいのではないのでしょうか。文字だけでもいいんじゃないでしょうか。

中山委員：費用や製作費があるので、この順番になっているのですか。見開きにできないのでしょうか。

事務局／小杉：見開きは4の倍数ページ数でないといけないので、これは6ページなので

きないです。

柳屋会長：「なるほど」のところを、4コマを見て「なるほど」とするとわかりますね。

事務局／北川：下地の4コマが少しわかるように、吹き出しも4コマということがわかるように。

柳屋会長：どうでしょうか。

武本委員：4コマ漫画の「掃除は誰の仕事？」の一番下の「男子も家事できる方がいいよ」というところをもっと強く「男子も家事できなきゃだめだよ」としてもらえたら。男子にとって家事ができないと損なので、少し強くしてもらえればと思います。

中山委員：条例の漫画のページですが、今の若い人はこういう漫画がいいのかもわかりませんが、字数の割に字が太いです。字が太く書いてあるのでごちゃごちゃしています。そこを工夫してもらって字体と字の太さとかを考えてみてください。圧迫感がありますね。

柳屋会長：全部ゴシックになっているということですか。

中山委員：それもありますね。そこは専門の方に意見をもらってということ。

村上委員：最後のセリフで、そういうワケで女性も男性も幸せになれる世界をつくるためとありますが、男性と女性だけでよいでしょうか。細かいことは言わない方がいいでしょうか。トランスジェンダーとかありますので。

武本委員：くくりつけが難しくトランスジェンダーの。男性も女性もみんなとか。

村上委員：そういう観念から言ったら、このセリフがオッケーかなと思って。

中山委員：それを入れるのだったら、4コマ漫画にもう1つ入れて欲しいです。小学校や中学校で性の問題では言えないこともあって、いじめの対象になる場合があります。この間テレビでやっていましたが、男性同士が婚姻届出したのですが、お父さんに話したのが40歳過ぎてからなんです。お父さんはびっくりしてもう会いに行かないと。小さい頃からの悩みだったんです。そういうのを考えた時にそこまで全体で配慮するのだったら、いじめ対象ということを考えてそういうこともあってはいけないということを考えてもらえたら。

柳屋会長：「性別にかかわらず幸せに」とかはどうでしょうか。

武本委員：「個人として幸せに」とか。文字数は大丈夫でしょうか。

村上委員：文字はフォントを変えたりすれば大丈夫ではないでしょうか。

柳屋会長：第3条の説明では、「男女が」とか「男女の」というように「男女」という書き方になっているので、男性か女性かという書き方になっているので、条例自体がこういう書き方になっているので。

中山委員：タイトルが男女共同参画ですからね。

柳屋会長：性別にかかわらず個人が幸せになれる世界をつくるためにというように修正してもらえればどうでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局／福島：国からの資料などを時間あれば説明させていただこうと思っていたのですが、お目通しいただくということでよろしくお願ひいたします。

柳屋会長：それでは、本日の審議会はこれで終了させていただきます。

＝閉会＝